

国立大学法人京都大学教職員倫理規程及び京都大学学内掲示等規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員倫理規程 (平成16年達示第81号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別記様式第3号(第10条関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学内掲示等規程 (昭和23年告示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 掲示の大きさは、おおむね<u>日本標準規格</u>B4判以内とする。ただし、関係部局で特に必要と認め、かつ、掲示場所を指定するものに限り<u>日本標準規格</u>B2判(新聞紙2頁大)以内とすることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>別記様式第3号(第10条関係) (別 添)</p> <p>第5条 掲示の大きさは、おおむね<u>日本産業規格</u>B4判以内とする。ただし、関係部局で特に必要と認め、かつ、掲示場所を指定するものに限り<u>日本産業規格</u>B2判(新聞紙2頁大)以内とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和元年7月1日から施行する。</p>

贈 与 等 報 告 書

倫 理 監 督 者 殿

(所属部局)

(職 名)

(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第3条第2項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬を支払をした事業者等と教職員の職務との関係及び京都大学との関係	

- (注) (一) この用紙の大きさは、**日本工業規格日本産業規格A4**とする。
- (二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、教職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、教職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、教職員が提供した人的役務の内容並びに教職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- (五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。